



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.3(63 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222032)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



63

新安保条約について

一 現行安保条約に代るべき新条約については、昨秋来在京米大使との間に詳細意見の交換を進めてきたが、この程、前文以下十カ条の形にまとめることになり意見の一致をみている。その概要は以下述べるごとくである。

二 前文においては、(1)両国が政治的、経済的各分野にわたり友好関係の緊密化を希望するとともに、民主主義を擁護すること、(2)国連憲章の精神を尊重し、国際平和の維持を希望すること、(3)極東の平和と安全に共通の関心を有すること、などの諸点を謳って、新条約締結の趣旨を明らかにする。

三 本文の冒頭には、国連憲章の尊重、国際紛争の平和的解決、

国連との協力等に関する条文、並びに政治、経済の分野における日米両国の協力関係を謳う条文をそれぞれ置くこととする。

四 米国が相手国に対する援助義務を約束する条約には、自助及び相互援助の精神を謳ういわゆるヴァンデンバーグ決議を体した条文を置くことが原則となつている。他方この点は、わが国憲法との関係で慎重なるを要するので、米大使とも種々話合つた結果、次のごとく字句につき意見の一致をみている。(括弧内は米国の既成用語を示し、『』内は既成用語にはない部分を示す。)

「締約国は、個別的に及び相互に協力して(単独に及び共同して)、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力(個別的及び集団的能力)

を、『憲法上の規定に従うことを条件として、『維持し発展させる。』

五 協議条項として、両締約国は、この条約の実施に関して、また日本の安全又は極東における国際の平和と安全に対する脅威が生じたときは、いつでも協議するものなることを明らかにする。

なお、日本国の安全に対する脅威は、外部からの武力攻撃は勿論、いわゆる間接侵略も当然安全に対する脅威にほかならないから、間接侵略についても協議の対象となる。

六 米国の援助義務に関する規定は、条約の最も重要な規定であり、またわが方からしても、条約地域の決め方の問題として重

視するところである。この条項は、

「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方の締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危くするものと認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」とすることに意見の一致をみている。米国が援助義務を引受ける場合は、相互援助の原則に立つことになつてゐるから、条約地域を日本の施政下にある地域と局限することは極めてむずかしい問題であつたが、交渉を重ねた末、米側も右のごとき条約に合意したものである。

なお、右の案によれば、沖縄小笠原は施政権回復とともに

自動的に条約地域に組入れられることとなる。

七 米軍の駐留に関する規定は次のとき形とした。

「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍による日本国内の施設及び区域の使用を許与される。」

施設及び区域使用の細目並びに日本にある米軍の地位は、行政協定に代る新協定で定めることとする。

八 核兵器問題及び在日施設の作戦的使用の問題については、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配置に関する重要な変更を行う場合、並びに米軍が日本防衛のため以外の作戦行動の基地とし

て日本の施設及び区域を使用する場合は、日本国政府と事前に協議する。との趣旨を交換公文によりはつきりさせることとした。

九 本条約は、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定むる措置をとつたと日米双方が認めるときは失効する。もつとも発効後十年を経過した後は、一年の予告をもつて廃棄しうることとする。